

憲法改定国民投票、新憲法関連資料

2017年6月28日

憲法の歴史

- 1876年 オスマントルコ帝国憲法制定
- 1909年 オスマントルコ帝国憲法の改定
- 1921年 トルコ共和国初の憲法制定
- 1924年 新憲法制定
- 初代憲法より非民主的と考えられる。
 - －権力分散がない。行政執行と司法がともに国家により制御される。
 - －事実上の単一政党体制。
- 1928年 憲法改定：宗教に関する remarks が削除される。
- 1931年 憲法改定：財政に関する改定。
- 1934年 普通選挙権の導入。(女性の参政権)
- 1937年 憲法改定：人民共和党 (CHP) の原則が導入される。
- 1960年 5月27日クーデター
- 1961年 新憲法制定：二院制の導入。
- －大統領と内閣による行政
 - －司法は独立、判事・検察官最高会議設立
 - －最高裁判所設立
 - －組合、労働協約、ストライキの許可
- 1971年 3月12日メモランダムによる内閣総辞職
- 1972年 内閣府令の発布が認められる。
- －公務員の組案組成の権利剥奪
 - －大学自治の制限
 - －国家治安法廷の設置
- 1980年 9月12日クーデター
- 1982年 新憲法制定、一院制の導入
- －行政権の強化、前憲法より国民の権利が縮小
- 1987年 憲法改定
- －選挙権年齢 19歳に
 - －議員定数増加、400人から450人へ。
 - －公職追放の解除
- 1993年 憲法改定：民間放送局 (TV、ラジオ) の自由化推進
- 1995年 憲法改定：公務員の組合組成自由化
- －労働者、公務員の労働協約締結権利承認
 - －選挙権年齢 18歳に

- －政党の女性・未成年加入の自由化
- －学者・大学生の政党加入自由化
- －議員定数増加、550人

1997年 2月28日 Post Modern Coup

1999年 国家治安会議から軍人を除外

- －民営化の導入

2001年 欧州人権法廷準拠の改定

- －報道の自由の強化
- －男女平等の強化
- －政党の解党の制限

2005年 テレビラジオ高等評議会の改組

2006年 一国会議員被選挙権年齢の引き下げ、30歳から25歳へ

2007年 参謀本部による E-memorandum の発出

2007年 憲法改定

- －国会議員任期を5年から4年へ
- －大統領は国民投票により定める
- －大統領任期を7年から5年へ。

2010年 憲法改定：司法制度の変更

2014年 大統領選挙の実施

1982年憲法

－主権は完全かつ無条件に国民に付与される。

－トルコの国家はその領土および国民を合わせた不可分の存在であり、法の支配のもとに永続的、民主的、社会的な地位にあることを強調。

－すべての個人は、言語、人種、皮膚色、性別、政治的態度、思想信条、宗教、教派、または同様のいかなる理由にかかわらず、法の前では平等であり、いかなる差別も受けない。

－すべての基本的人権と自由が認められています。これらの権利と自由には、言論の自由、報道の自由、居住と移転の自由、宗教と良心の自由、思想と所信の自由、思想の表現と流布の自由、結社の自由、通信の自由、プライバシーの権利、財産の権利、集会とデモ行進の権利、法的救済の権利、法的審判の保障と情報入手の権利などが含まれる。

立法機関

立法権はトルコ国民を代表してトルコ大国民議会に付与されており、この権限を他に委任することはできない。トルコ大国民議会は 550 人の代議員によって構成され、議会選挙は 4 年ごとに行われる。代議員は国民全体を代表し、就任前には宣誓を行わなければならない。

－トルコ大国民議会の機能と権限には、法案の採択、改定、現行法の廃止、閣僚会議（内閣）と大臣の監督、特定事項に対して法的効力を持つ政府命令を閣僚会議が発する際の認可（そのような権限の範囲と目的が定められている別の委任法による）、予算案と決算法案の討議および承認、通貨発行、宣戦布告、戒厳または非常事態宣言の決定、国際協定の批准、憲法に基づく大赦と恩赦の布告に対するトルコ大国民議会 5 分の 3 以上の多数による採決が含まれる。

司法機関

－トルコにおける司法権は、トルコ国民の代表として機能する独立裁判所および高等司法機関によって行使される。

－憲法の司法に関する条項の根底には、法の支配の原則があり、司法制度は、裁判所の独立および裁判官の終身在職権保障の原則に基づいて成り立つ。裁判官は独立した存在であり、憲法の諸原則、法律、および判例に基づいて裁定を行う。

－立法機関とトルコ政府の行政機関は裁判所の裁定に従わなければならない、これらの裁定を変更したり、適用を遅らせることはできない。

－憲法では二分割の司法制度が定められ、行政司法、通常司法に区分されている。

－憲法裁判所、最高控訴院、国家評議院、最高軍事控訴院、最高軍事行政裁判所、および管轄紛争裁判所を最高位の裁判所とするものと規定。

－特別な機能を持つ 2 つの組織として、裁判官検察官最高評議会および会計検査院がある。

行政機関

－共和国大統領および閣僚会議（内閣）によって構成される。

大統領

－共和国大統領は国家の元首であり、トルコ共和国およびトルコ国民の統合を象徴する。

－大統領は、高等教育を修了した 40 歳以上のトルコ大国民議会議員、またはこれらの要件を満たし、代表に指名される資格を持つトルコの一般国民の中から、一般投票により選出される。

－大統領の任期は 5 年で、最長 2 期にわたって選出されることができる。

－大統領は、立法、行政、司法の各機関に関連する職務および権限を有し、憲法の施行と、国の諸機関の正常かつ調和的な機能を確保する責任がある。

首相および閣僚会議

－閣僚会議（内閣）は、大統領がトルコ大国民議会議員の中から指名する首相と、首相が指名し、大統領が任命する大臣から構成される。大臣は代議員または代議員として選出される資格があるトルコ大国民議会議員でない者のなかから任命される。

- －大統領または首相の提議により、大臣の職務を解任することができる。
- －閣僚会議の根本的義務は、国家の内務および外務に関する政策を立案し、それを実施すること。閣僚会議はこの職務の遂行について、議会に報告する義務がある。

憲法改定プロセス

- 2016年12月10日 与党 AKP 議員 316 名により憲法改定案が国会議長に提起
- 2016年12月20日 国会憲法委員会による討議開始
- 2016年12月30日 国会憲法委員会討議終了
- 2017年1月9日～15日 国会による討議
- 2017年1月15日 第一回議会投票終了
- 2017年1月18日 第二回議会投票開始
- 2017年1月21日 国会により憲法改定案承認、秘密投票により総数 488 のうち 339 賛成
- 2017年4月16日 国民投票実施、51.4%の賛成

改定内容

改定案は、憲法の 16 の条文の変更、その他の関連文言の修正、主に選挙に関する実施スケジュール、の 18 項目からなり、夫々 18 の条文により構成される法律として国会承認、4 月 16 日の国民投票に一括して付された。

第 9 条 司法権：司法権は…独立の裁判所により行使される。⇒司法権は…独立かつ公平な裁判所により行使される。

第 75 条 トルコ国民議会：定数 550 人⇒600 人

第 76 条 被選挙権：30 歳⇒18 歳、兵役中は不可

第 77 条 任期：議員 4 年、大統領 5 年⇒議員および大統領の任期をともに 5 年とし、同日に選挙を行う

第 87 条 議会の義務・権限：法律の制定改廃、提案された予算・決算の審議、通貨発行、宣戦布告、国際条約の批准（←一部削除）

第 98 条 議会の調査権：議会は、質問、討議、調査および書面による質疑による調査権を有する。

第 101 条 大統領選挙と被選挙権：高等教育を有し、40 歳以上で、議員の被選挙権を有するものから国民投票により選ばれる。大統領候補は国会議員資格を失う。

第 104 条 大統領の義務と権限：

- － 執行権を有する
- － 副大統領および大臣の任免
- － 上級公務員の任免、大統領令によるこれらの人事制度制定
- － 国家治安方針の決定、執行
- － 執行権に関わる大統領令の発布
- － 憲法により定められた基本的人権、参政権は大統領令による改変は不可
- － 大統領令と法律が矛盾する場合、法律が優先
- － 国会が大統領令と同一の案件に関わる法律を制定した場合、大統領令は無効となる

第 105 条 大統領の刑事責任

- － 国会の絶対過半数により大統領の刑事責任の調査を開始できる
- － 調査が開始される場合には、政党の比率により構成される 15 名の調査委員会が行う
- － 国会の 3 分の 2 の秘密投票により大統領を最高裁に提訴できる。
- － 調査期間中は大統領は国会を解散できない
- － 大統領が有罪となる場合はその任期は終了する

第 106 条 副大統領および大臣

- － 大統領は 1 名以上の副大統領を指名できる
- － 大統領が空位となった場合には 45 日以内に大統領選挙を行う
- － 大統領が病気、海外渡航などで不在の場合は副大統領が代行する
- － 副大統領および大臣は議員資格をうしなう

第 116 条 国会議員および大統領の選挙

- － 国会の 3 分の 2 の同意、あるいは大統領の決定により選挙が公示される
- － 国会議員および大統領の選挙は同時におこなわれる
- － 国会議員および大統領の任期は 5 年

第 119 条 非常事態の宣言

- － 国家の危機、広範な暴動、自然災害、疫病の蔓延、経済危機の場合に大統領

領は非常事態を全国あるいは一部地域に対し宣言できる。
－非常事態宣言は国会に付される。

第 142 条 司法制度

－司法制度は法律により定められる
－軍事法廷は設置できない
－戦時中の軍法会議は設置できる

第 146 条 憲法裁判所

－軍人は憲法裁判所の判事にはなれず、判事の数 は 17 名から 15 名に減少

第 159 条 裁判官検察官最高評議会

－13 名のメンバーにより構成される
－4 名は大統領が指名、7 名を国会が指名、法務大臣および同次官がメンバーとなる

第 161 条 予算および決算

－大統領は予算を議会に提案する

文言の変更

選挙日程：一次回選挙は 2019 年 11 月 3 日に行われる

－国会が解散を決定する場合には、国会議員および大統領の選挙を同時に行う
－裁判官検察官最高評議会のメンバーは憲法改定決定後 30 日以内に指名され、40 日以内に着任する
－憲法改定決定後、軍事法廷および（現行の）軍法会議は廃止される